

災害時の応急対策に協力していただける企業を募集します

～災害時における災害応急対策業務に関する協定～

災害の発生または発生の恐れがある場合、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的に、応急対策を行うための協定の締結希望者を募集します。

長野国道事務所では、地震・大雨・大雪などにより当事務所が管理又は工事中の道路施設に災害が発生した場合に、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図るため、資機材及び労力を保有する企業と災害応急対策業務に関する協定を締結し、災害に備えています。

この度、協定期間が終了するため、当事務所の災害応急対策業務に協力していただける意欲を持ち、技術力のある企業を募集した上で、新たな協定を締結し、災害の発生に備えていきたいと考えております。

また、本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力の「地域貢献度」の項目に加算評価されます。

【受付期間】 令和6年1月24日(水)から令和6年2月13日(火)まで

<発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 長野市政記者クラブ・長野市政記者会・長野県庁会見場

<問い合わせ先>

関東地方整備局 長野国道事務所

電話:026-264-7001 (代表) メールアドレス:ktr-nagano-koho@gxb.mlit.go.jp

副所長 西東 俊郎 (さいとう としろう) (内線:205)

防災室長 横田 篤史 (よこた あつし) (内線:409)

協定名称

『R6－R8災害時における災害応急対策業務に関する協定』

協定の目的

国土交通省関東地方整備局長野国道事務所が管理または工事中の施設等が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生、または発生の恐れがある場合において、業務等を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、双方がその確保及び動員の方法を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

協定区間

【Ⅰ.道路構造物関連】

長野県内の当事務所が管理する直轄高速及び国道を分割した37区間

- ◆中部横断自動車道 3区間
- ◆国道18号 16区間（19号との組合せ1区間含）
- ◆国道19号 10区間
- ◆国道20号 8区間

【Ⅱ.道路構造物関連（造園工事实績）】

当事務所が管理する直轄高速及び国道を出張所単位で分割した6区間

【Ⅲ.電気・機械設備関連】

当事務所が管理する直轄高速及び国道の全線を対象

協定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

応募資格（概要）（詳細は公募手続資料参照）

- 関東地方整備局における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格の公募公示文記載工事のいずれかに認定されている者であること。
- 長野県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有する。
- 平成20年4月1日以降に長野県内で元請けとして完了した公募公示文記載の工事施工実績を有する。 等

スケジュール

- ◇公募期間 : 令和6年1月24日(水)から令和6年2月13日(火)まで
- ◇協定締結者の通知 : 令和6年3月下旬予定

公募手続資料

令和6年1月24日(水)から、長野国道事務所ホームページにて「公募文」と「提出技術資料様式」をダウンロードできます。

長野国道事務所HP <https://www.ktr.mlit.go.jp/nagano/>